


| | |
|---|---|
|  JWRC 水道ホットニュース | <p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p> |
|---|---|

大韓民国の水道法等について（その1）

（はじめに）

平成21年6月に神戸市国際会議場で開催された第8回水道技術国際シンポジウムでは、海外の有識者の方々から海外報告が行われ、**玄仁煥教授**（韓国・檀国大学校）からは「韓国における持続可能な水道サービスのための課題」と題する講演がありました。

玄教授の講演によれば、平成17年末現在、韓国の水道普及率は91.3%に達し、1人1日当たり給水量は346ℓとなり、有収率も80.2%まで向上していますが、給水栓の水質に対する市民の評価は高いとはいえないなど、韓国はなお水道施設にいくつかの課題を抱えているとのこと。このような課題を解決するため、韓国では所要の制度改正などに取り組んでいます。

ここでは、このような取組みの基本となる韓国の「水道法」、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」について、その概要（仮訳）を紹介することとします。

なお、以下に紹介する内容に誤りがありましたらお許しいただくとともに、ご指摘いただければ幸いです。

（注）翻訳に当たっては、日水コン韓国事務所の山下順市所長及びソンミン女史に多大なるご協力をいただきました。ここに感謝の意を表します。

1. 大韓民国の水道法（目次構成、仮訳）

[施行 2009.7.31] [法律 第9401号、2009.1.30、他法改正]

第1章 総 則

- 第1条(目的)
- 第2条(責務)
- 第3条(定義)
- 第4条(水道整備基本計画の策定)
- 第5条(全国水道総合計画の立案)
- 第6条(水需要管理目標制の実施)
- 第7条(水道水源保護区域指定等)
- 第8条(水道水源保護区域の管理)
- 第9条(住民支援事業)
- 第10条(財源等)
- 第11条(水道水源保護区域の費用負担)
- 第12条(水道事業の経営原則)
- 第13条(営利行為禁止等)
- 第14条(中水道の設置)
- 第15条(節水設備等の設置)
- 第16条(雨水利用施設の設置)

第2章 一般水道事業

- 第 17 条(一般水道事業の認可)
- 第 18 条(施設基準等)
- 第 19 条(完工時の水質検査)
- 第 20 条(水道施設の保護)
- 第 21 条(水道施設の管理)
- 第 22 条(水道事業の民間資本誘致)
- 第 23 条(水道施設運営管理業務の委託)
- 第 24 条(浄水施設運営管理士)
- 第 25 条(浄水施設運営管理士の資格取消し等)
- 第 26 条(水質基準)
- 第 27 条(水質基準違反内容の公示)
- 第 28 条(浄水処理基準)
- 第 29 条(水質検査と水量分析)
- 第 30 条(水道水評価委員会)
- 第 31 条(水道水品質報告書)
- 第 32 条(健康診断)
- 第 33 条(衛生上の措置)
- 第 34 条(貯水槽清掃業の申告)
- 第 35 条(貯水槽清掃業の営業停止等)
- 第 36 条(教育)
- 第 37 条(給水の緊急停止等)
- 第 38 条(供給規定)
- 第 39 条(給水義務)
- 第 40 条(管轄区域以外の給水)
- 第 41 条(緊急給水支援)
- 第 42 条(事業の廃業又は休業)
- 第 43 条(国が設置する水道の特例)
- 第 44 条(水道施設等の買収)
- 第 45 条(消火栓)
- 第 46 条(他の法律との関係)
- 第 47 条(村落上水道)

第 3 章 工業用水道事業

- 第 48 条(国等が設置する工業用水道)
- 第 49 条(工業用水道事業の認可)
- 第 50 条(準用規定)

第 4 章 専用水道

- 第 51 条(国が設置する専用水道)
- 第 52 条(専用上水道認可)
- 第 53 条(専用上水道に関する準用規定)
- 第 54 条(専用工業用水道に関する準用規定)
- 第 55 条(小規模給水施設)

第 5 章 韓国上下水道協会

- 第 56 条(韓国上下水道協会の設立)
- 第 57 条(役員と選出方法等)
- 第 58 条(監督)

第 59 条(「民法」規定の準用)

第 6 章 土地等の収用と使用

第 60 条(土地等の収用及び使用)

第 61 条(他人の土地への立入り等)

第 7 章 監 督

第 62 条(指揮・監督)

第 63 条(法令違反者等に対する措置)

第 64 条(改善命令等)

第 65 条(供給条件の変更)

第 66 条(報告の要求等)

第 8 章 補 則

第 67 条(水道施設の管轄権)

第 68 条(料金等の強制徴収)

第 69 条(収入金の使用制限)

第 70 条(水道設置費用の負担)

第 71 条(原因者負担金)

第 72 条(損壊者負担金)

第 73 条(技術研究開発等)

第 74 条(水道施設に対する技術診断等)

第 75 条(国庫補助等)

第 76 条(水道事業用ダムの水没民に対する支援)

第 77 条(国有地の売却・賃貸)

第 78 条(権限の委任と委託)

第 79 条(聴聞)

第 80 条(罰則適用での公務員擬制)

第 9 章 罰 則

第 81 条(罰則)

第 82 条(罰則)

第 83 条(罰則)

第 84 条(罰則)

第 85 条(罰則)

第 86 条(両罰規定)

第 87 条(過怠金)

付 則 (省略)

2. 大韓民国の水道法施行令 (目次構成、仮訳)

[施行 2009. 7. 16] [大統領令 第 21629 号、 2009. 7. 16、 他法改正]

第 1 条(目的)

第 2 条(広域上水道の範囲)

第 3 条(村落上水道の設置)

第 4 条(専用上水道及び専用工業用水道に該当しない施設の範囲)

- 第5条(水道整備基本計画の軽微な変更)
- 第6条(水道整備基本計画の変更承認事項)
- 第7条(水道整備基本計画の事前検討)
- 第8条(水道整備基本計画策定の特例)
- 第9条(水需要管理総合計画の事前検討)
- 第10条(水需要管理施行計画に含まれるその他の事項)
- 第11条(水道水源保護区域の指定等)
- 第12条(水道水源保護区域での禁止行為)
- 第13条(水道水源保護区域での行為許可基準)
- 第14条(水道水源保護区域での申告行為)
- 第16条(水道水源保護区域管理の特例)
- 第17条(住民支援事業計画の策定手続等)
- 第18条(住民支援事業の種類)
- 第19条(水道事業者の出資金)
- 第20条(環境改善特別会計の補助)
- 第21条(水道水源保護区域の範囲)
- 第22条(水質汚染防止施設の種類)
- 第23条(費用負担基準)
- 第24条(中水道の設置対象等)
- 第25条(節水設備の設置対象)
- 第26条(雨水利用施設の設置対象)
- 第27条(認可申請)
- 第28条(認可の告示)
- 第29条(施設基準)
- 第30条(水道用資材及び製品の基準)
- 第31条(水質検査)
- 第32条(給水設備の管理者)
- 第33条(水道施設管理者)
- 第34条(浄水施設運営管理士の配置)
- 第35条(委託の区分及び期間等)
- 第36条(水道施設受託機関)
- 第37条(委託計画書の作成及び意見収斂等)
- 第38条(委託審議委員会の設置及び運営)
- 第39条(委託成果の評価)
- 第40条(委託契約の解約)
- 第41条(浄水施設運営管理士受験資格)
- 第42条(試験方法及び合格基準等)
- 第43条(試験科目の一部免除)
- 第44条(浄水施設運営管理士試験委員会)
- 第45条(手当等)
- 第46条(地域別水質基準及び検査方法の報告)
- 第47条(水質基準違反内容の公示基準)
- 第48条(浄水処理基準等)
- 第49条(水質検査施設の設置)
- 第50条(消毒等衛生措置をしなければならない建築物又は施設の種類)
- 第51条(給水管の洗浄等措置をしなければならない建築物又は施設)
- 第52条(水道施設の管理に関する教育等)
- 第53条(供給規定の承認申請)

第 54 条(裁決管轄の準用)
第 55 条(工業用水道等に関する準用)
第 56 条(一般需要者に対する広域上水道水道水の供給)
第 57 条(国が設置する専用水道)
第 58 条(専用上水道の認可申請)
第 58 条の 2 (専用上水道の認可要件)
第 59 条(専用上水道変更認可事項)
第 60 条(業務等)
第 61 条(協会の監督)
第 62 条(浄水場安全管理体制の確立)
第 63 条(強制徴収の委任及び委託)
第 64 条(収入金の使用範囲)
第 65 条(原因者負担金)
第 66 条 削除
第 67 条(権限の委任又は委託)第 68 条(規制の再検討)
付則 省略

3. 大韓民国の水道法施行規則（目次構成、仮訳）

[施行 2008. 6. 28] [環境部令第 291 号、 2008. 6. 27、 一部改正]

第 1 条 (目的)
第 2 条 (中水道設置通報書式)
第 3 条 (中水道施設基準)
第 4 条 (中水道の水質基準)
第 5 条 (中水道使用水量算定基準等)
第 6 条 (節水設備の種類及び基準)
第 7 条(雨水利用施設の施設基準等)
第 8 条(一般水道事業認可申請)
第 9 条(施設基準)
第 10 条(衛生安全基準)
第 11 条(給水設備の所有者等に対する勧告措置)
第 12 条(水道施設管理者の資格)
第 13 条(委託に関する申告等)
第 14 条(浄水施設運営管理士資格試験の施行公告等)
第 15 条(浄水施設運営管理士の資格証発給等)
第 16 条(資格試験出題委員の委嘱等)
第 17 条(行政処分の基準)
第 18 条(住民公示の内容及び手続)
第 19 条(水質検査及び水量量分析)
第 20 条(水質検査機関)
第 21 条(必須水質検査施設)
第 22 条(水道水品質報告書の内容等)
第 23 条(給水管の状態検査及び措置等)
第 24 条(緊急停止)
第 25 条(供給規定の承認申請)
第 26 条(専用上水道認可等申込書)
第 27 条(水道施設に対する技術診断の区分)

第 28 条(浄水場に対する技術診断の区分等)
第 29 条(上水道管網に対する技術診断の範囲及び内容等)
第 30 条(自らの技術診断)
第 31 条(技術診断の代行機関)
第 32 条 削除
付則 省略

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h21.html>